

2019 年度入学試験問題 出題趣旨（民法）

第 1 問

民法総則（意思表示・代理）および物権法等に関する基礎的な問題である。

B の D に対する請求は、甲土地の所有権に基づく物権的返還請求（乙建物の収去・甲土地の明渡請求）である。A の不法処分が介在している以上、本来、B の請求が認められるべきところである。しかし、D から、以下のような反論が考えられる。

第 1 に、C が甲土地の所有権を取得した（B は所有権を失った）との反論が考えられる。ここでは、民法 94 条 2 項の類推適用ができないかとも思われるが、C は、B から A への通謀虚偽表示ないしこれに類する事情を信託しているのではなく、B と A との同一性を信託したのであり、同項類推適用が予定する局面ではない。また、A は代理形式で不法処分をしたのでもないから、表見代理諸規定の適用によって C の所有権取得を認めることも難しい。もっとも、署名代理の形式がとられていたと構成して民法 109 条の要件の充足を確認する方法で、C の所有権取得を肯定する余地はある。

第 2 に、C が甲土地の所有権を取得しなくても、D が甲土地の賃借権（借地借家法 23 条）を取得したとの反論が考えられる。D の賃借権取得について、民法 94 条 2 項類推適用の要件が充足されれば、反論が成り立つことになる。

第 3 に、第 1、第 2 の反論が奏功しない場合であっても、D は、甲土地に投下した費用（駐車場整備費用）を被担保債権として B からの甲土地返還請求に対して留置権を主張することが考えられる（民法 196 条、295 条参照）。留置権が成立するなら、B が債務を D に弁済しなければ、甲土地の返還請求は認められない。

2019 年度入学試験問題 出題趣旨（民法）

第2問

- (1) 行為能力の制限による契約の取消し（5条）と錯誤取消し（95条、現行法により無効としても可）が考えられる。前者（行為能力の制限）については21条が問題となる。また後者（錯誤）については、動機の錯誤の検討が求められる。
- (2) 121条の2の理解を問う問題である。ただし、現行法を前提とするなら、703条および704条の解釈の問題となろう。